

沈滞期を経て1960年代ようやく本格的な工業化がはじまった。日本植民地時代下での産業化過程はそれ以前の伝統的な生活をしてきた韓国社会を変えた。家族は今までの自給自足をする生産単位ではなく、商品を購入し消費する単位となり、それを通じ労働力商品を再生産する単位となり主要な役割転換を果たした。産業化過程で最も大きい変化を遂げた階級は唯一の生産手段であった土地から分離され、労働力で生計を立てないといけなかった労働者階級であった。労働者階級の女性は性別隔離の儒教的伝統にもかかわらず、賃金労働者となり、同時に妻として、嫁として家族に献身する大変な生活を要求された。

さらに1950年朝鮮戦争により家族は解体の危機に直面した。この過程で女性は戦争に出たり行方不明になった夫に代わり家族の生計や子どもの教育まで責任を負うべくその役割を果たすこととなった。家族の生存自体が不安定な状況に置かれ、自分の家族の安易や令息だけを最優先的に考える利己主義、または家族的価値が強化された。ここで家族維持の責任を問われた女性の保守性と家族への献身が際立って現れた。

しかしより本格的な家族の変化は1960年代以降の経済開発計画による急速な産業化とともに進んだ。伝統的な家族生活の理想は多くの家族構成員が何世代にもわたり一つの屋根の下で一緒に暮らすものであった。これは大家族が成り立つ大家族の理想である。しかし、伝統的な社会では死亡率が高く、高い死亡率は高い出生率につながった。また、高い死亡率とともに平均寿命も低く、大家族を前提とした大家族の形成は普遍化することが難しかった。平均寿命が短いということは結婚した子と親との同居期間が短いことを意味する。伝統的な家父長制の伝統社会では長男が家を継承し、次男からは分家する形式で家族規模を維持してきた。

表1 世帯人員数別の割合（1966～2005年） (%)

| 世帯人員数 (世帯) | 1966 | 1975 | 1985 | 1995 | 2000 | 2005 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1人 | 2.8 | 4.2 | 6.9 | 12.7 | 15.5 | 20.0 |
| 2人 | 7.7 | 8.3 | 12.3 | 16.9 | 19.1 | 22.1 |
| 3人 | 11.5 | 12.3 | 16.5 | 20.4 | 20.9 | 20.9 |
| 4人 | 14.0 | 16.1 | 25.3 | 31.7 | 31.1 | 27.0 |
| 5人以上 | 64.0 | 59.1 | 39.0 | 18.3 | 13.4 | 10.0 |
| 合計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

(出所) 統計庁、人口住宅総調査、各年。

一般的に家族は血縁、婚姻、養子縁組などで形成された関係であり、住居単位とは別に維持されるものである反面、世帯とは物理的な生活空間を共に使用する住居共同体としてその構成員には家族ではない人も含まれる。しかし韓国の場合、現実的に世帯を構成する人々の大多数は血縁関係で構成されている。このことは保健福祉家族白書にも明確に示されており、それによると家口員とは住民登録登録とは関係なく事実上家口を構成している構成員のことである⁴。

表1は1966年から2005年までの世帯人員数別の割合である。1人の世帯、つまり単独世

⁴ 2008年保健福祉家族白書 pp.18、韓国では世帯と世帯員のことを家口、家口員という。

帯が1966年の2.8%から2005年には20.0%と増加した反面、5人以上の世帯は64.0%から10.0%に急減した。

1人から4人の世帯人員の世帯の割合を合計すると1966年36.0%から2005年の90%に急増しており、現在においては9割の世帯が1~4人の世帯人員であることが確認できる。世帯人員数は平均世帯規模にも影響を与える。表2は一般世帯の平均規模である。一般世帯または普通世帯は、家族を中心として形成されている。1966年の人口総調査によれば一般世帯の平均規模は5.5人であったが、1985年には4.1人となり2005年には2.9人となった。同期間に都市部よりは農村部で一般世帯の平均規模はさらに縮小し、約40年間で核家族化・小家族化したことが分かる。高度の産業化、都市化がさらに進むと家族は現在よりも単純化、少人数化すると予測される。

表2 一般世帯の平均規模 (人)

| 地域 | 1966年 ¹⁾ | 1975 | 1985 | 1995 | 2000 | 2005 |
|-----|---------------------|------|------|------|------|------|
| 全国 | 5.5 | 5.0 | 4.1 | 3.3 | 3.1 | 2.9 |
| 都市部 | 5.1 | 4.8 | 4.0 | 3.4 | 3.2 | 2.9 |
| 農村部 | 5.7 | 5.3 | 4.2 | 3.1 | 3.0 | 2.7 |

(出所) 統計庁、人口総調査各年。

1) 一部集団世帯及び準世帯を含む。

平均世帯人員数の減少原因は3つに考えられる。まず、産業化過程で現れた家族の分化と核家族化による家族規模によるものである。次に1960年初からはじまった人為的な出産抑制政策による出生率低下である。1960年以降、韓国の出生率は著しく低下した。韓国の年間出生数は1970年の100万人から2005年には43万人へと半減し、出生率も1970年の4.53人から2005年には1.08人へと急激に減少した。このような出生率の低下とともに人為的な出生制限、つまり避妊と墮胎問題である。最後に家族からの独立増加である。都市での雇用機会が増加し、農村から都市への移動が増加し、さらに都市での一人暮らしの増加が家族規模を少人数化させている。最近では65歳以上の高齢者の1人暮らしも増加しており、社会問題となっている。この要因以外にも未婚者や離婚者の増加による単独世帯の増加も平均世帯人員数を減少させた。

家族は社会の基本単位であり、その規模が生活共同体として最も大きな意味を持つ。つまり何人の家族構成員がどんな形態を維持し、どのような生活をしているのかである。

家族は生活共同体としてその自体の存続のため、家族構成員または家族集団で協力関係をもち、その規模や形態を調節してきた。社会の存続は家族の存続を通じ形成されており、さらに社会はその社会の維持のため、家族イデオロギーを形成させた。そんな家族イデオロギーにより家族構成員の間に形成される権力関係はそれぞれ相違であり、その権力構造によりその社会が理想とする家族機能も違っていった。

産業化を経て韓国家族の構造がどのように変化したのかについて示したものが表3である。家族構造の変化は3世代以上の拡大家族の減少と単独世帯の増加に要約することができる。

血縁家族の形態を中心に分類してみると、子供をもたない夫婦のみで構成された世帯の増加が著しい。夫婦家族は1970年5.4%だったが、2005年には14.2%となり、2030年には27.4%と4世帯のうち1世帯以上は夫婦世帯となる⁵。最近では都市だけではなく、農村地域でも夫婦家族は増加している。これは3世代以上の家族と2世代家族に比べ、1世代家族と単独世帯が増加しており、世代構成が単純化していることを意味する。夫婦家族の増加要因は家族構成員の減少に加え、長男の分家率の上昇がこのような変化をさらに促進したと考えられる。

夫婦と子供、ひとり親と子供、夫婦と両親（ひとり親）と子供で構成される世帯をみると1970年には全体の85.5%と大多数子供がいたが、2005年には55.8%と急減した。近い将来家族の固有な機能である再生産機能を担当する家族は全体家族の半分になると予測される。ひとり親と子供からなる世帯をみると1970年には10.6%から2005年には8.6%に減少傾向であるが、これは再婚の増加によるものと考えられる。

それに加え今日では従来の血縁中心の家族の比重が減少し、単独世帯は飛躍的に増加した。1980年5%未満であった単独世帯は2005年には20%に増加し、2030年には24%になると予測される⁶。

表3 家族構成

| 家族構成 | 1970年 | 1975年 | 1980年 | 1985年 | 1990年 | 1995年 | 2000年 | 2005年 |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 総数(千世帯) | 5,576 | 6,648 | 7,969 | 9,571 | 11,355 | 12,958 | 14,312 | 15,887 |
| 1世代家族(%) | 6.8 | 6.7 | 8.3 | 9.6 | 10.7 | 12.7 | 14.2 | 16.2 |
| 夫婦 | 5.4 | 4.8 | 6.0 | 7.1 | 8.3 | 10.8 | 12.3 | 14.2 |
| その他 | 1.3 | 1.9 | 2.3 | 2.5 | 2.4 | 1.9 | 1.9 | 2.0 |
| 2世代家族(%) | 70.0 | 68.9 | 68.5 | 67.0 | 66.3 | 63.3 | 60.8 | 55.4 |
| 夫婦+子ども | 55.5 | 53.2 | 53.0 | 52.8 | 51.9 | 50.4 | 48.2 | 42.2 |
| 方親+子ども | 10.6 | 9.7 | 9.3 | 8.9 | 7.8 | 7.4 | 7.9 | 8.6 |
| 夫婦+両親 | 0.6 | 0.1 | 0.1 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.1 |
| 夫婦+方親 | 0.8 | 0.4 | 0.4 | 0.5 | 0.6 | 0.8 | 0.8 | 0.8 |
| 夫婦+子ども+ 夫婦の兄弟、 姉妹 | 2.0 | 2.1 | 2.3 | 2.3 | 1.7 | 1.0 | 0.8 | 0.5 |
| その他 | 0.6 | 3.4 | 3.3 | 2.3 | 4.0 | 3.5 | 3.1 | 3.2 |
| 3世代家族(%) | 22.1 | 19.2 | 16.5 | 14.4 | 12.2 | 9.8 | 8.2 | 6.9 |
| 夫婦+子+両親 | 5.1 | 2.0 | 1.9 | 1.9 | 1.7 | 1.3 | 1.2 | 0.9 |
| 夫婦+子+方親 | 12.3 | 8.5 | 7.9 | 7.2 | 6.7 | 5.5 | 4.5 | 3.6 |
| その他 | 4.7 | 8.8 | 6.7 | 5.4 | 3.8 | 3.0 | 2.6 | 2.4 |
| 4世代以上の世帯(%) | 1.1 | 0.9 | 0.5 | 0.4 | 0.3 | 0.2 | 0.2 | 0.1 |
| 単独世帯(%) | - | 4.2 | 4.8 | 6.9 | 9.0 | 12.7 | 15.5 | 20.0 |
| 親族以外の世帯(%) | - | - | 1.5 | 1.7 | 1.5 | 1.4 | 1.1 | 1.4 |

(出所) 統計庁、人口総調査各年。本人計算。

子供をもつ世帯が再生産する子供数を確認するため、夫婦と子供からなる世帯とひとり親と子供からなる世帯を比較すると、夫婦と子供からなる世帯では1980年以前は3人の子供が標準だったが、1980年以降は2人に、将来家族では1人の子供をもつ世帯の比重が大

⁵ 2030年は韓国統計庁の予測である。

⁶ 2030年は韓国統計庁の予測である。

きくなると展望される。ひとり親と子供からなる世帯では夫婦と子供からなる世帯とは違い、1人の子供をもつ世帯が多く、これは1970年から2010年まで持続的に維持されている。結局ひとり親と子供からなる世帯では子供数1人が最も多く、3人以上の子供をもつ世帯では、例外的な家族形態となる。

家族の縮小は少子高齢化と密接に関連している。少子化により子供数が急激し、子供を再生産する単位としての家族の必要性が弱体化し、高齢化の進行とともに高齢者世帯が増加し、男女の寿命の相違により女性高齢者の単独世帯が増加している。

世帯構成が変化することによって世帯主の特性も変化した。表4に示したように女性の世帯主が増え、婚姻状態別には未婚者と離別者の世帯主が急増した。また、高齢者の世帯主も増加した。

表4 世帯主の特性 (%)

| 特性 | | 1975年 | 1980年 | 1985年 | 1990年 | 1995年 | 2000年 | 2005年 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 性別 | 男性 | 87.2 | 85.3 | 84.3 | 84.3 | 83.4 | 81.5 | 78.1 |
| | 女性 | 12.8 | 14.7 | 15.7 | 15.7 | 16.6 | 18.5 | 21.9 |
| 結婚状態 | 未婚 | 5.6 | 6.3 | 8.0 | 8.3 | 9.4 | 10.2 | 12.8 |
| | 有配偶者 | 84.3 | 82.5 | 81.4 | 79.6 | 77.6 | 75.0 | 70.0 |
| | 離婚 | 0.8 | 0.9 | 1.1 | 1.5 | 9.4 | 3.9 | 5.7 |
| | 死別 | 9.3 | 10.3 | 9.5 | 10.5 | 10.9 | 10.9 | 11.5 |
| 年齢 | 15歳未満 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 15-24歳 | 4.4 | 5.0 | 5.1 | 3.9 | 3.7 | 3.0 | 3.1 |
| | 25-29歳 | 9.7 | 10.6 | 11.6 | 10.2 | 8.3 | 7.0 | 5.7 |
| | 30-34歳 | 14.8 | 14.3 | 14.8 | 16.3 | 14.3 | 12.0 | 10.2 |
| | 35-39歳 | 16.5 | 14.0 | 13.8 | 14.2 | 16.0 | 14.5 | 12.4 |
| | 40-44歳 | 14.2 | 14.3 | 12.4 | 12.1 | 12.8 | 15.0 | 13.8 |
| | 45-49歳 | 11.2 | 12.3 | 12.2 | 10.7 | 10.8 | 11.6 | 13.7 |
| | 50-54歳 | 10.1 | 9.3 | 10.0 | 10.1 | 9.2 | 9.5 | 10.3 |
| | 55-59歳 | 7.7 | 8.0 | 7.3 | 8.2 | 8.6 | 8.0 | 8.4 |
| 60歳以上 | 11.1 | 12.2 | 12.7 | 14.1 | 16.3 | 19.4 | 22.4 | |

(出所) 表3と同じ。

(3) 離婚率と国際結婚の増加

現代産業社会で合意された価値観は民主主義思想である。民主主義は国家・社会によって多様な制度の体制として現れているが、その基本目標は自由・平等・愛であり、これが現代国家の憲法の基礎となり、国家生活の各分野を導き、また規制する方向であった。家族においても例外ではなく、家族生活を規制する法的制度及び社会制度及び社会意識と人間関係において愛というものは基本であり、産業化はより近代化された意識が家族生活全般において実践されるように誘導した。たとえば、配偶者選択と婚姻は過去の家柄や血統継承を主とする親が主張する方式から個人の幸せのために愛を前提とし結婚当事者が決定することとなった。

しかし儒教思想が未だに根強く社会全般に残っているため、婚前同棲に関する社会の目は厳しい。最近ではできちゃった結婚や婚前同棲が流行しており、戦後直後と比較すればその割合が増えたが、それでも欧米諸国と比べればまだまだ低い水準である。また、同棲

に関するデータは正確なものが得られないため、事実上確認することは難しい。

婚姻や婚前同棲などの価値観とともに変化したのが離婚に対する意識である。女性が経済力をもつことによって結婚は必然的なものではなく、選択するものとなった。結婚生活で満足できない場合、我慢するのではなく、過去よりは離婚しやすくなり、離婚率も増加している。表5のように普通離婚率は1970年には0.4に過ぎなかったが、2000年には2.5に増加し、30年間に5倍以上増加した。普通離婚率は2003年に3.5で過去最高であったが、その後若干減少し、2005年には2.6である。離婚率が減少した理由として考えられるのが、離婚する前に離婚に関してもう一度考える時間を与える離婚熟慮制度の効果である⁷。もう一つの理由として不景気の影響で離婚を決定する比率が低下したと考えられる⁸

表5 普通婚姻率と普通離婚率

| 年次 | 結婚件数 (件) | 離婚件数 (件) | 普通婚姻率 (%) | 普通離婚率 (%) | 結婚に対する 離婚率 (%) |
|------|-------------|-------------|--------------|--------------|----------------------|
| 1970 | 295,137 | 11,615 | 9.2 | 0.4 | 3.9 |
| 1980 | 403,031 | 23,662 | 10.6 | 0.6 | 5.8 |
| 1990 | 399,312 | 45,694 | 9.3 | 1.1 | 10.8 |
| 1995 | 398,484 | 68,279 | 8.7 | 1.5 | 17.1 |
| 2000 | 334,030 | 119,982 | 7.0 | 2.5 | 35.9 |
| 2005 | 316,375 | 128,468 | 6.5 | 2.6 | 40.6 |

(出所) 統計庁、各年。

(注) 結婚に対する離婚率 = (離婚件数 ÷ 結婚件数) × 100

離婚率だけが増加したわけではない。再婚率も増加した。再婚率は1990年男性で8.4%、女性で7.1%だったものが、2009年には男性で17.4%、女性で19.0%となり、男性よりは女性の再婚率が高くなった。

また、2000年3.5%だった国際結婚率は2005年13.5%と急増し、2009年には10.8%となった⁹。韓国の国際結婚は日本の国際結婚と比べると、違う性質をもつ。韓国では1990年中盤から結婚移民者が増加し、多文化家族という新たな人口階層が登場した。とくに、韓国人の夫と外国人の妻との結婚比率は2000年59.8%から2009年75.5%と急増しており、外国人妻の国籍も多様化している。

⁷ 協議離婚の場合、離婚熟慮期間を設ける制度。未成年の子供がいる場合や妊娠中の場合は3ヶ月間。成人になる1ヶ月から3ヶ月未満の子供がいる場合は子供が成人になる日。1ヶ月以内に成人になる子供がいる場合は1ヶ月間。子供がいない場合及び子供が全員成人である場合は1ヶ月間。地方自治体の統計によると離婚熟慮制度の導入後、離婚率が減少したことが確認されるが、この制度による低下であると断定は出来ないため、今後離婚率の変化推移を分析した上で制度の効果を提示できると考えられる。

⁸ 不景気と離婚の関係に関してジョンギウォン(2004)は景気が良い時は離婚率が増加し、景気が衰退時に離婚率が減少するという。(ジョンギウォン、「社会経済状況が離婚率変化に与える影響」、『韓国人口学』、第27巻、第1号、2004、pp.57-80)

⁹ データは韓国統計庁、人口動態統計、各年。

(4) 親との同居

伝統的な家族制度下では長男が跡継ぎとなり、両親の老後の面倒をみるのが一般的であった。今日でもそのような風習は残っているが、朝鮮戦争直後と比較すると大きな変化が起きた。これは社会全体としてもそうだが、都市部と農村部といった地域差も大きい。2010年8月韓国では一人暮らしの高齢者（韓国では独居老人という）が100万人を突破し、社会保障の受け手として存在しており、社会保障制度の整備が急がれている。

65歳以上の高齢者の単独世帯は2010年総世帯の約6.0%を占めているが、統計庁の将来世帯推計によると2030年には11.8%に増加し、10世帯のうち1世帯は高齢者の単独世帯となる。

表6は65歳以上の高齢者の世帯構成別の割合である。高齢者の単独世帯は1990年の10.6%から2005年には23.2%と増え、高齢者夫婦世帯も同年12.7%から24.9%に増加した。また、子と同居する割合は同期間75.3%であったものが、50.8%に減少した。

表5 65歳以上の高齢者の世帯構成別の割合 (%)

| | 1990 | 1995 | 2000 | 2005 |
|--------------------|------|------|------|------|
| 単独 | 10.6 | 16 | 20.1 | 23.2 |
| 高齢者夫婦 | 12.7 | 17.7 | 21.7 | 24.9 |
| 子と同居 ¹⁾ | 75.3 | 65.1 | 57.1 | 50.8 |
| その他 ²⁾ | 1.4 | 1.2 | 1.1 | 1.1 |

(出所) 統計庁、人口住宅総調査、各年度、韓国の社会動向2010

注：1) 2世代、3世代、4世代以上の世帯形態を合計した比率。

2) 高齢者夫婦と2世代以上を除いたその他世帯と非親族世帯、未詳を合計した比率

高齢者世帯の割合が増加する反面、親の扶養意識は急激に悪化し、親の扶養は個人の責任ではなく、社会と家族が一緒に行うものだという認識が拡大している。親の扶養が家族の責任であるとの認識は2002年の70.7%から2010年の36.0%に半減し、家族と政府、社会が一緒にとりという認識は同期間18.2%から47.4%と2倍以上増加した¹⁰⁾。

2006年の第6回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査の中で、別居子と会ったり、連絡をとる頻度についてみると、日本では「月に1～2回」(34.9%)と「週に1回以上」(30.1%)がほぼ同水準で並び、「ほとんど毎日」(16.7%)の割合は相対的に低い。韓国の場合、「週に1回以上」(43.7%)の割合が最も高いが、「ほとんど毎日」(23.2%)の割合も日本に比べ高い。時系列でみると、日本の場合ほとんど変化がないが、韓国の方は、「ほとんど毎日」と「週に1回以上」の割合が継続的に増加している。

老後における子供や孫とのつきあい方についてみると、日韓ともに「ときどき会って食事や会話をするのがよい」(日本42.9%、韓国54.5%)が最も多く、次いで「いつも一緒に生活できるのがよい」(日本34.8%、韓国29.8%)、「たまに会話をする程度でよい」(日

¹⁰⁾ 統計庁、社会調査、各年。

本 14.7%、韓国 13.0%) の順である。韓国は同居志向が日本より低い「いつも一緒」と「ときどき」の合計値は日本よりむしろ高く(日本 77.7%、韓国 84.3%)、近居志向が強いと考えられる。

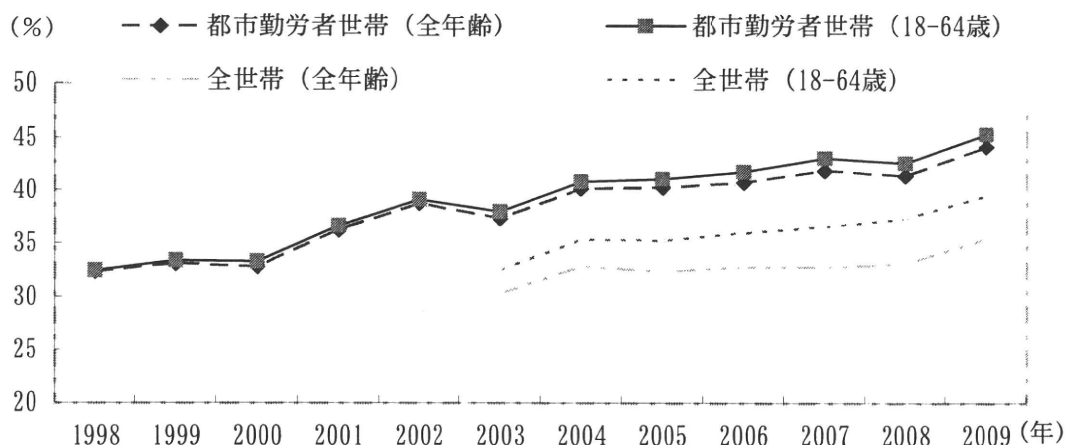
(5) 女性の労働力参加

1980 年後半から、女性の経済活動参加率は持続的に増加したが、2000 年代入り、その増加幅は鈍化した。2005 年の女性の経済活動参加率は 50% を越えたが、若干低下し 2008 年には 49.9% である。韓国雇用情報院の人力需給展望によると年平均女性の経済活動参加率の増加幅は 1.1% と男性の 0.7% より高く、持続的に増加すると予測され、2018 年には 51.8% となる。とくに 30~34 歳の女性の経歴断絶が徐々に低下し 2008 年 53.2% であった 30~34 歳の女性の経済活動参加率は 2018 年には 60.3% となる。

しかし、個人レベルでの女性の労働参加率に関する分析はあるが、世帯または家族単位の共働きの規模に関する推定は少ない。統計庁「都市家計調査」で推計した結果、個人の女性の労働市場参加の増加とともに家族単位で共働きの比率も増加しており、2009 年統計庁の「家計統計調査」によると全世帯の約 1/3 は共働き世帯だという。

図 1 は共働き世帯の比率の推移である。共働きの世帯は都市勤労者の場合、1998 年 32.4% から 2009 年 44.1% に増加した。共働き世帯は全国でも増加しており、韓国社会において共働きは普遍的な家族の形態となった。

図1 共働き世帯比率の推移



(出所) 統計庁 (各年) 「都市家計調査」 (1998-2009) から推定。

共働き世帯が増加することによって出生率は低下するのだろうか。韓国保健社会研究院の研究報告書「少子高齢化が家族形態及び個人のライフの質に与える影響」(2010)によって就業している女性と非就業女性の出生率を比較してみると、就業している女性の出生率が非就業女性の出生率より低く現れるのはごく最近の現象であり、その推定も明らかにさ

れていない。

ここで考えられるのは共働き世帯の増加が少子化の原因としては作動せず、むしろ少子化の結果として共働き世帯が増加する可能性も考えられる。少子化による養育費の上昇は労働市場の不安定とともに共働き世帯の増加をもたらす可能性もある。家族が戦略的投資の空間となっている状況では少子化は子供 1 人当たりの家族投資の量を競争的に増加させる。

共働きが増加することによって家庭で女性が育児をしていたものが、幼稚園のような乳幼児教育機関に託されることとなった。しかし、育児に関しては未だ女性がするものであるという認識が男性だけではなく女性にも強く残っており、女性の労働力参加率を低下させる大きな要因である。

実際 0-2 歳の乳幼児の場合、保育施設の利用率は 2004 年の 11.2%から 2009 年の 33.5%に増えた。また、3-5 歳の幼児の場合も同期間保育施設では 38.9%から 49.9%に、幼稚園では 27.2%から 39.4%と各 10%以上増加した。しかし、依然として祖父母が育児をする割合も 2 割と高く、2004 年と比較し 2009 年がさらに高くなっている。

表6 乳幼児の育児施設利用率 (%)

| | 0-2歳 | | 3-5歳 | |
|------|------|------|------|------|
| | 2004 | 2009 | 2004 | 2009 |
| 祖父母 | 20.6 | 23.6 | 18.1 | 19.4 |
| 保育施設 | 11.2 | 33.5 | 38.9 | 49.9 |
| 幼稚園 | 0.2 | 0.5 | 27.2 | 39.4 |
| 一般の塾 | 0.2 | 0.2 | 14.3 | 13.5 |

(出所) 保健福祉部、全国保育実態調査、各年、韓国の社会動向2010

育児のために就業を中断した経験がある割合は 2004 年 38.4%から 2009 年 24.6%と減少し、出産と養育のために経歴断絶を経験した女性は減少した¹¹。それにもかかわらず、統計庁の社会調査によると女性の就業障害となる要因のうち、育児負担は 1998 年の 29.3%と 2009 年 47.6%になり、依然として高い水準である。

(6) 民法改正

朝鮮戦争後、家族と世帯に大きな変動が起きたきっかけとなったのは 1962 年の民法改正であった。韓国の大家族制度は個人の自由活動を萎縮させるだけでなく社会全体の発展を阻害するため、夫婦中心の小家族制度に転換させるべく、現行民法上任意分家と強制分家以外に新たに法定分家制度を創設し、次男以下のものは婚姻したら、法律上分家できるようにしたものである。

法定分家を認めた理由としては四つの理由があった。まず、生活の現実が家族制度から夫婦及び親子中心の小家族制度に変わっていく生活様式を考慮した。次に現実家族と戸籍

¹¹ 保健福祉部、全国保育実態調査、各年。

上の家族を符合させるためであった。三つ目に国民が一般的に任意分家制度に関して無関心であった結果、戸籍上の家族と現実の家族の乖離がさらに広がるためであった。最後に戸籍の所在地（本籍地）を固定することによって惹き起こされる地方色をなくそうとした。

その後数回にわたる民法改正後、2008年1月1日から新たな民法改正の施行が行われ、1925年から続いてきた戸主制を含む家族法に大きな変化が起きた。民法の大きな改正をまとめたものが表7である。

表7 2005年民法改正案の主要な内容（2008年1月1日から廃止）

| 条項 | 改正前 | 改正案 |
|-----------------|--------------------------------|--|
| 戸主の定義 | 一家の系統を継承した者、分家した者、一家創立及び復興した者。 | 削除 |
| 家族の範囲 | 戸主の配偶者、血族とその配偶者及びその家に入籍したもの。 | ①配偶者、直系家族及び兄弟姉妹 ②生計と共にする場合、直系家族の配偶者、配偶者の直系家族及び配偶者の兄弟姉妹。 |
| 入籍、復籍、一家創立、分家など | 戸主制を前提とした規定。 | 削除 |
| 妻の入籍 | 妻は夫の家に入籍する。 | 削除 |
| 養子制度の新設 | なし。 | 養子を養親の子として身分登録部に記載。 |

（出所）国会法律情報システム、民法1958年、1962年、1990年、2005年。

大韓民国政策フォーラム共感Korea

戸主制は戸主を中心とした家族構成員の出生、婚姻、死亡などの身分変動を記録した民法による制度である。父系血統を中心に戸主を基準とし、「イエ」単位で戸籍は編制されるもので、日本統治時代であった1925年7月1日から施行された。日本では1947年「イエ」制度を廃止する家族法改革で戸籍に記録する家族の範囲を夫婦と未婚の子に縮小し（3世代戸籍禁止）戸主制を廃止した。

戸主制は男性優先的な戸主継承順位、戸籍編制、姓氏制度のような男女差別的な条項があり問題化されてきた。また家族内の主従関係を制度的に保障しているという点で批判が多く、離婚、再婚の増加により現代社会の多様な家族形態が反映されないという問題点を抱えていた。戸主制廃止のための民法改正の見直しが推進され、2005年3月31日に国会によって承認され、2008年1月1日より施行されることとなった。戸主制の廃止と代わって新たに出来たのが家族関係登録法である。個人戸籍変更の主要な内容を簡単にまとめたものが表8である。

表8で示したように戸主制廃止によって個人ひとり一人に自分の身分変動事項と両親、配偶者、子の人的事項が記録される個人別家族簿ができた。子は原則的には父の姓になるが、婚姻届提出時に夫婦が協議し届け出たら母の姓にすることも可能である。途中で姓を変更することは不可能であるが、父の暴力などにより子が父の姓にすることを拒否した場合や両親が離婚した場合など、子の福利のため姓を変更する必要がある場合は親もしくはは

子の請求により、姓の変更が認められる。未婚の母の場合、過去相当な期間を子が母の姓を使用した場合にも、父が認知したら自動的に父の姓になったが、民法改正後は実父が認知しても裁判所の許可を得て母の姓と本籍をそのまま使用することが可能となった。また、再婚家庭の場合、子は再婚した父の姓にすることが出来る。再婚した父と親子関係が成立するわけではないが、養子縁組すると、再婚した父の実子として記録され、法律上実子と同等な権利を行使することが出来る。

表8 個人戸籍変更の主要な内容

| 区分 | 既存戸籍制 | 家族関係登録法施行以降 |
|--------|--|--|
| 名称 | 戸籍 | 家族関係登録簿 |
| 記載内容 | 祖父母、父母、配偶者、兄弟姉妹など記録。離婚、改名、前戸籍など身分関係の変更事項すべて記載。 | 父母、配偶者、子の3代のみ記載。本人の姓名、性別、生年月日、住民登録番号以外事項は目的別証明書記載。 |
| 子の姓・本籍 | 父の姓と本籍に従う。 | 婚姻届提出時に申告すると母の姓使用可能。 |
| 姓の変更 | 姓・本籍は変更不可能。 | 両親及び本人、裁判所に変更審判請求可能。 |
| 親養子制度 | 一般養子縁組は実父の姓と本籍を維持。 | 満15歳未満の子を親養親制養子縁組する場合、裁判を通じ実父の姓・本籍に変更可能。（ただし、実父との法的関係消滅） |

（出所）大韓民国政策フォーラム共感Korea

既存の民法では母が子の親権と養育をもって離婚した場合でも戸籍上では離婚した母と子は家族ではなかったが、改正民法上では離婚した女性も子と親子関係を認めてもらえる。さらに、親養子制度導入によって養子も実子と同等な権利を行使することが出来る。

また、韓国では長年同姓同本の婚姻が認められなかったが、この規定も廃止となった。また、女性が離婚した場合、6ヶ月間再婚できない条項も削除され、既存の民法では男性しか提示できなかった親子鑑定訴訟を女性も提示できるようになった。

3. 韓国の家族変化に対する論争

家族の機能とは家族が遂行する役割や行為を意味し、これによって社会の維持及び存続、家族構成員の欲求が満たされる。家族の機能は家族構成員が役割を果たすことによって現れ、家族の構造と密接な関連をもつ。つまり、家族の構造の変化によって家族の機能も多く変化した。表9に示したように家族の機能を大きく再生産と家族集団形成の機能、経済的支持機能、養育・教育及び社会化、高齢者保護の四つに分類した場合、韓国の家族は大部分の機能を家族でなない外部の制度に託していることが分かる。家族の再生産と家族集団形成の機能は同居、離婚、婚外出産、子供をもたない夫婦などの増加により悪化した。

表9 家族の機能と韓国家族の機能変化の状態

| 家族の機能 | 個人に寄与した点 | 社会に寄与した点 | 家族に影響を与えた結果 | 韓国家族の機能変化の状態 |
|-------------|--|---|--|--|
| 再生産と家族集団の形成 | <ul style="list-style-type: none"> ・帰属意識の提供 ・アイデンティティの提供(個人的、社会的) ・生きることの意味と方向を提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・性的統制 ・社会構成員の再生産(種族保存) | <ul style="list-style-type: none"> ・肯定的な側面 <ul style="list-style-type: none"> -家族への献身及び維持 -計画による出産 ・否定的な側面 <ul style="list-style-type: none"> -同居、離婚、婚外出産、婚前出産、子供を持たない夫婦 | <ul style="list-style-type: none"> ・悪化 例：同居、離婚、婚外出産、婚前出産、子供を持たない夫婦 |
| 経済的支持 | <ul style="list-style-type: none"> ・衣食住など基本的な資源の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康な社会構成員の発達支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・肯定的側面 <ul style="list-style-type: none"> -適切な衣食住の提供 ・否定的な側面 <ul style="list-style-type: none"> -児童遺棄及び放任 | <ul style="list-style-type: none"> ・悪化 例：商業化、単独世帯 |
| 養育、教育及び社会化 | <ul style="list-style-type: none"> ・身体的、精神的、社会的、心理的な発達を助ける ・社会的価値と規範の注入 | <ul style="list-style-type: none"> ・生産的社会構成員の役割教育 ・成人が生産者として役割を果たすための支援 ・反社会的な行動の統制及び危険からの保護 | <ul style="list-style-type: none"> ・肯定的な側面 <ul style="list-style-type: none"> -家族間の愛及び相互支援 -夫婦間の献身及び満足 -親子の結びつき ・否定的な側面 <ul style="list-style-type: none"> -家庭内暴力、子供虐待 | <ul style="list-style-type: none"> ・悪化及び代替 例：学校、保育施設 |
| 高齢者保護 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の保護及び支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に対する社会的な負担の軽減 | <ul style="list-style-type: none"> ・肯定的な側面 <ul style="list-style-type: none"> -子供保護 ・否定的な側面 <ul style="list-style-type: none"> -老人虐待 -障害者家族の施設保護 | <ul style="list-style-type: none"> ・悪化及び代替 例：高齢者の保護施設、扶養意識の弱化 |

(出所) Patter, Joan M., "Integrating family Resilience and Family Stress Theory", Journal of Marriage the Family, Vol. 64, 2002, pp. 353; KimDoosub, KimJungsuk, SongYoojin, ChoiYangsuk, 『家族構造と関係の変化及び展望』情報通信政策研究院、2005、pp18。(韓国家族の機能変化の状態)

家族の経済的機能は商業化の発達と単独世帯の増加により悪化または代替された。養育、教育及び社会化機能は学校及び保育施設がこのような機能を担うことによって弱化した。最後に高齢者保護の機能も老人ホームなどの保護施設が増加し、高齢者を扶養する意識が弱化したため縮小した。

表10 韓国の家族変化に対する二つの見解

| 区分 | 家族危機論 | 家族再構造化、多様化論 |
|--------------|---|--|
| 家族変化の指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・離婚率 ・少子化 ・再婚率 | <ul style="list-style-type: none"> ・権威主義の崩壊 ・個別家族及び構成員の自発的選択の幅と量の増加 ・女性の経済参加率の増加による家族形態の多様化 ・離婚率の増加と結婚観の変化による家族形態の多様化 ・出生率減少による家族周期の変化 |
| 家族変化に対する見解 | <ul style="list-style-type: none"> ・典型的な家族の崩壊は 家族の危機を招く。 <ul style="list-style-type: none"> -離婚増加による女性の貧困化 -少子化による人口高齢化、生産労働人口の減少 -女性の社会参加増加による伝統的労働分業に対する再考と再生産労働の社会化要求 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会の変化による家族の変化は自然なものである ・今日の家族変化は危機ではなく、家族形態と機能の多様化である ・離婚は家族の解体ではなく、家族分化である（家族の変動と世帯の変動は相違である） ・ただし、家族の変化に対して効果的に対応できなかった場合、危機的現象が現れる。 |
| 健康な家族に対する見解 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康な家族：核家族、夫婦+子供 ・離婚家族、一人親家族、単独家族は非定型化家族 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康な家族の概念を否定 <ul style="list-style-type: none"> -核家族の比率はさらに増加し、過去にも多様な家族が存在 -家族の形態は絶えず変化 ・多様な類型の家族を受容 |
| 家族変化に対する社会政策 | <ul style="list-style-type: none"> ・少子化問題：結婚と出産の重要性の強調により定型的な家族形態と機能の回復 ・女性の貧困化問題：関連福祉政策に委任。 | <ul style="list-style-type: none"> ・少子化問題：積極的労働政策 ・女性の貧困化問題：新たな職場を創出 |

(出所) 韓国福祉社会研究院、保健福祉フォーラム (2006.5)

表10は韓国家族変化に対する二つの見解をまとめたものである。韓国で家族の変化に関心が出はじめたのは1997年の金融危機、少子化、晩婚及び独身者の増加、離婚、高齢化などの問題が本格化した1990年代後半である。韓国でも家族の変化を認識する立場は二つに分かれる。一つは家族の危機と認識し、もう一つは家族の多様化及び再構造化として受容する見解である。

家族危機論の見解では家族の変化に対する指標として離婚率、少子化、再婚率の増加など挙げており、家族再構造化論では権威主義の崩壊、家族成員の選択の幅と量の増加、女性の経済活動参加の増加による性役割の平等化、家族形態の多様化などの肯定的な側面を提示している。

家族の変化に関して家族危機論では典型的な家族の崩壊は家族の危機を来たすとするが、家族再構造化論では家族の変化は社会の変化によって起因した自然な結果であるとする。また、家族進歩論者は家族の変化は危機ではなく家族の形態と機能が多様化されたと指摘する。とくに離婚は家族の解体ではなく、家族の分化であると主張する。

健康で健全な家族像に関しては家族危機論では夫婦と子供からなる定型化された核家族であり、離婚家族、一人親家族、単独世帯などは非定型化家族と分類する。反面、家族再構造化論では健康で健全な家族像の概念を否定し、多様な家族を受容している。

最後に家族変化に対応するための社会政策においては家族危機論では結婚と出産の重要性を強調し典型的な家族形態の回復及び女性の脱貧困化のための既存の制度の活性化を指摘した反面、家族再構造化論では積極的な労働政策、社会が新たな職場を創出するなど家族外の社会政策の修正拡大を通じ家族問題の解決を主張している。

韓国における家族変化に関する論争は欧米の諸国と比較し、類似しているところもあるが相違なところもある。とくに米国と韓国では離婚とこれによる一人親の増加の急増及び児童貧困の拡散で論争が始まったところでは類似している。反面、米国では10代の妊娠及び婚外出産が論争の発端となったが、韓国の場合、離婚とともに米国では社会的に問題化されない少子化、晩婚及び独身の増加、そして高齢化が論争の主要な原因であった。

しかし、家族変化の内容に関しては米国でも韓国でも家族危機論と家族再構造化論の二つの立場で論争しており、このような家族変化に対応するための政策も類似な性格をもつ。

おわりに

韓国の伝統的な社会では儒教の影響を強く受けており、家父長的で権威主義的な家族パターンであった。しかし、1960年代から本格的にはじまった産業化と工業化、そして民法の改正により家族と世帯に大きな変動が起きた。核家族化・小家族化が進み、1960年初からはじまった人為的な出産抑制政策により出生率が低下し、高齢化が進んだ。女性の経済参加率も増加した。女性が経済力をもつことによって結婚は必然的なものではなく、選択するものとなった。結婚生活で満足できない場合、我慢するのではなく、過去よりは離婚しやすくなり、離婚率も増加している。離婚率とともに再婚率も増加した。国際結婚率も2000年以降増え、今日では1割を超えている。育児に関しても育児施設の利用率は年々増え続けているが、依然として祖父母に預ける人も2割前後存在する。また、2008年の民法改正があり、戸主制が廃止となった。

このように韓国の家族は社会の変化とともに構造と機能が大きく変動した。これらの変動をどう認識するかについて合意された結論はない。全般的な学会の論議と社会的な見解は家族の多様性を主張する傾向が大きく、国家・政策的な側面においては家族解体の見解である。2004年に健康家族基本法が制定され、2005年には低出産・高齢社会基本法を制定し、また2006年には第1次低出産・高齢社会基本計画（2006～2010）を策定、少子化及び人口構造の高齢化に本格的に対応することを決定し、自治体もそれに習って少子化施策を進めている。

ここで重要な点は家族の変化をどんな見解で認識しようが、現実問題として児童の貧困、家族の解体、少子化、離婚、高齢者扶養など様々問題を抱えているところである。家族の問題を家族だけで解決することは難しく、現在の福祉対策だけでは問題は解決できない。

したがって家族の変化から派生する問題に関する接近は家族危機論を受容し、家族問題解決のためには家族再構造化の立場を受容し、総合統合的な接近アプローチが現実的な妥当性があり、政策樹立時、効果があると考えられる。つまり、2つの見解を統合し、家族変化の本質的な問題を正確に把握し、国と社会と家族が1つとなり、問題解決する政策が提示されなければならない。

また公共と民間で利用できる資源を最大限活用し、同時に家族外の社会制度の変化を通じ、社会の基本単位である家族がその機能を回復できるような社会政策が必要である。

参考文献

강지원 「선진국의 한부모가족 자녀양육비 관련 쟁점」 보건복지포럼, 2010년 10월, pp.90-101.

김미숙 「한국가족 어디까지 왔나?」 보건복지포럼, 2006년 5월, pp.5-19.

김승권 「한국가족의 변화와 대책법안」 한국보건사회연구원, 2000년.

김승권의 「인구전환기의 한국사회 가치관 및 가족변화와 대응법안」 한국보건사회연구원, 2005년.

김유경·김양희·임성은 「한국가족의 위기변화와 사회적 대응방안 연구- 경제위기 이후 가족생애주기별 위기유형을 중심으로 -」 한국보건사회연구원, 연구보고서2009-18.

김태석 「다문화 가족과의 증가와 정책과제」 보건복지포럼, 2010년 7월, pp.2-3.

권태환·김태현·최진호공편 「한국의 인구와 가족」 일신사, 1995년.

변용찬·김동희·이송희 「결혼행태 변화와 출산율의 상관성 연구」 한국보건사회연구원, 연구보고서 2010-30-3.

정경희 「노인의 주거형태 결정 요인에 관한 연구」 보건사회연구 제 22 권 제 1 호 pp.101-127.

조정문·강상희 「가족사회학」 아카넷, 2007년.

한국가족관계학회편 「가족학」 도서출판, 2009년.

통계청 「전국출산력 및 복지실태조사」 2006년.

통계청 「2006년 사회통계조사결과(가족, 보건, 사회참가, 노동부문)」 2006년 12월.

통계청 「한국의 사회동향 2009」 2009년 12월.

통계청 「한국의 사회동향 2010」 2010년 12월.

阿藤誠 「家族變動と教育」 『家族社会学研究第48集』 1991年, pp. 21-

鈴木透 「韓国における出生力低下の人口学的要因」 『韓国・台湾・シンガポール等における少子化と少子化対策に関する比較研究』 厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業平成15年度総括研究報告書, 2004年.

鈴木透「世帯形成の動向」『人口問題研究』第63巻第4号、2007年、pp. 1-13.

中川清「家族をめぐる社会政策の展開と新局面」三田社会学、第9号、2004年、pp. 15-30.

西岡八郎・小山泰代・星敦士・白波瀬佐和子「現代日本の家族変動」『人口問題研究』第62巻第1-2号、2006年、pp. 35-62.

光吉利之・松本通晴・正岡寛司編「伝統家族」、2000年。

望月嵩・目黒結依子・石原邦雄編「現代家族」東京大学出版会、1994年。

Ⅱ 分担研究報告

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
分担研究報告書

台湾における経済・社会の変化、家族変動と少子化との関係について

分担研究者 伊藤正一 関西学院大学国際学部教授

研究要旨：

台湾のマクロデータにより社会・経済変動、労働市場、家族変動、人口変動の状況を概観し、出生率低下との関連を考察した。特に女子の高学歴化、労働力参加を通じた経済力の向上が出生力低下をもたらしていることを示した。また2008年に発表された人口政策白書の少子化対策と、その後の修正・展開について考察した。

A. 研究目的

台湾は 2006 年以降韓国をも引き離し、世界の出生率低下の先頭に立っている。2008 年の合計特殊出生率は 1.05 で、2009 年には 1.03 と世界最低水準に至った。そうした世界の先頭に立つ台湾の出生率低下の要因を、それと関連する家族変動を広く視野に収めて検討し、また台湾政府や台湾社会の反応を知ることは、低出生力研究にとってきわめて重要な意味を持つ。そのために台湾の社会・経済的変動、労働市場、家族変動、人口変動の状況を概観し、出生力低下との関連を考察する。また台湾政府の少子化への取り組みについても分析する。

B. 研究方法

本研究は①文献・理論研究、②マクロデータの収集・分析、③既存ミクロデータの分析、④政策志向的分析からなる。第二年度である平成 22 年度は、初年度からの文献・理論研究と現地専門家インタビューを持続する一方、マクロデータの分析に注力し、広く社会・経済・労働・家族

・人口に関するデータを収集し、出生力低下との関連を分析した。

C. 研究結果

台湾の都市化は、初期には台北・高雄への集中が進んだが、1990 年代には台北の人口は減少に転じ、高雄の人口増加も鈍化した。最近では台中・新竹・桃園といった都市が著しい人口増加率を示している。大学進学率も上昇を続けており、特に女子の増加率が著しく、1997 年には大学生の 50%を女子学生が占めるようになった。1980 年代以降は GDP に占める工業の比率が低下し、サービス産業の比率が増加した。これによって女子労働力への需要が増大したとされる。

男女賃金格差は縮小しており、特に 20～24 歳では 2009 年に 101.39 とわずかながら女子の方が高くなった。全体では 77.99 とかなりの格差が残っているが、25 歳以上の年齢でも縮小傾向にある。一方で失業率は上昇傾向にあり、2009 年には 5.85%となっている。男女別では男子 6.53%、女子 4.98%で女子の方が低い。かつては生産等ブルーカラーが 40%を占めた女子労働力は、サービス・販売、事務、

専門等のホワイトカラーが大半を占めるようになった。

粗結婚率は低下しており、粗離婚率は2005年前後をピークに最近は若干低下している。配偶関係別割合では、有配偶割合の低下が顕著である。女子の晩婚化は顕著で、2009年の平均初婚年齢は29.4歳となっている。中国本土を含む国際結婚は1990年代後半に急増したが、2003年以降は減少に転じている。

2010年の人口増加率は0.2%程度だが、2020年前後には減少に転じると予想されている。女子の学歴別に見た合計特殊出生率の低下は、中学・高校卒の女子で著しく、2009年には高卒女子の出生率が大学卒女子を下回るに至った。町村部の合計特殊出生率は依然として市部より高いが、町村部での低下が大きいこと出生率の都市・農村差が縮小する傾向にある。

台湾では2008年に少子化・高齢化・移民の三部門から成る人口政策白書が発表された。2010年にはその後の変化を反映し、具体的施策と成果指標が修正された。子育て世帯に大幅な税控除を行なうのは困難で、代わりに児童手当等の支給でこれを補うとされるが、そうした手当制度の拡充はまだ行なわれていない。児童手当制度は自治体ごとに実施されており、台北市では月2500元とのことである。育児休暇は3年間取得でき給与の60%を支給する野心的な制度が計画されているが、実現されるかは不透明である。

D. 考察

台湾における女子の高学歴化・労働力参加による経済力の向上は顕著で、若年労働者に限れば賃金や失業率など男子より有利になっている部分もある。大学進学率もほとんど男子を上回りつつあ

り、GEM指標に見るように公的部門でのジェンダー平等の達成度は日韓よりはるかに高い。さらに韓国・台湾の男子には兵役があるため、女子は男子より早くキャリア達成が可能である。こうした状況ため、従来のような女子の上方婚は困難になっており、晩婚化・未婚化を促進していると考えられる。

こうした公的領域における高いジェンダー平等度に対し、家族価値・規範は韓国以上に伝統的な部分が残存しているのではないかと思われる。そのひとつが出生性比の歪みで、韓国では2007年に107未満まで低下したが、台湾は2009年にまだ108以上の値を保っている。家族価値の変化の速さが低出生力の原因との見方もあるが、むしろ問題は変化する部分としない部分の間の不整合だろう。

E. 結論

本稿執筆時点で2010年の台湾の合計特殊出生率はまだわからないが、中国語圏では近年に出生率が下がる傾向があるので、2010年は1.0を下回った可能性がある。これまで統一後の旧東ドイツ地域や北イタリアの一部の州等で1.0未満の合計特殊出生率が記録されたことはあるが、数千万の人口を持ち農村部がある一国の合計特殊出生率が1.0を下回ったことはない。正式に1.0未満の出生率が記録されれば、改めて東アジア地域の少子化問題の深刻さを印象づけることになる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

- (予定を含む。)
- | | |
|---------------|-----------------|
| 1. 論文発表 なし | 1. 取得特許 なし |
| 2. 学会発表 なし | 2. 実用新案登録 なし |
| | 3. その他 なし |
- H. 知的財産権の出願・登録状況

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
分担研究報告書

日本を中心とする比較分析

分担研究者 小島 宏 早稲田大学社会科学総合学術院教授

研究要旨：

適切な理論的枠組みに沿って東アジア諸国に関するマクロデータとマイクロデータを統合した家族人口学的意識・行動に関する国際比較分析を行うことによりわが国の家族政策・人口政策にとっての政策的含意を導出することを目指しているが、本年度は主として国内と韓国における情報収集を行うとともに、収集した資料を参考にしたマイクロデータの実証分析を試みた。具体的には、内閣府が実施した「アジア地域における少子化対策の比較調査研究」付帯調査（2009年）のマイクロデータにロジット分析の手法を適用して日本、韓国、シンガポールにおける結婚促進政策等に関する支持の比較研究を行った。

A. 研究目的

本研究では欧米諸国との比較を交えながら、東アジア諸国における家族人口学的意識・行動と家族政策・人口政策について比較分析をするともに、家族、人口等に関連する施策の潜在的効果を推定し、わが国における諸施策の策定・実施・評価に資することを目的とする。そのため、文献等の資料収集と並行して利用可能なデータの実証分析を行い、結婚と出生の関連要因と関連施策の潜在的効果を明らかにするとともに、わが国にとっての選択肢を提示しようとするものである。

B. 研究方法

本研究は①文献・理論研究、②マクロデータの収集・分析、③既存マイクロデータの分析、④政策志向的分析からなる。

なお、初年度は国内と台湾における文献・データ収集、専門家からのヒアリン

グ、マイクロデータの予備的実証分析を行った。第2年度は国内と台湾における文献・データ収集、専門家からのヒアリング、マイクロデータの分析を行う予定である。第3年度は文献・データ収集と内外でのヒアリングを続けるとともに、日本、韓国、台湾、シンガポール等で実施された調査に基づく比較可能なマイクロデータも加え、より綿密な比較研究を進める予定である。

（倫理面への配慮）

データ分析の際、調査対象者の人権とプライバシーの保護には細心の注意を払った。

C. 研究結果

本年度の第1の主要な研究としては、まず内閣府が実施した「アジア地域における少子化対策の比較調査研究」付帯調査（2009年）のマイクロデータを用いた、東アジア諸国（日本、韓国、シンガポール）における結婚促進政策等の支持の規定要因に関するロジット分析がある。日